





損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(リース車両の損傷)

リース車両の損傷に係る損害賠償の額(示談内容を含む。)を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年6月20日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 803,880円

1 相手方

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

2 損害賠償の理由

令和6年5月15日(水)午前11時10分頃、飯塚市桑曲地内で、環境整備課職員が現場確認を終え、その場から引き返すために、公用車としてリース契約を締結している車両を後退させた際に、右側後輪を水路に脱輪させた。

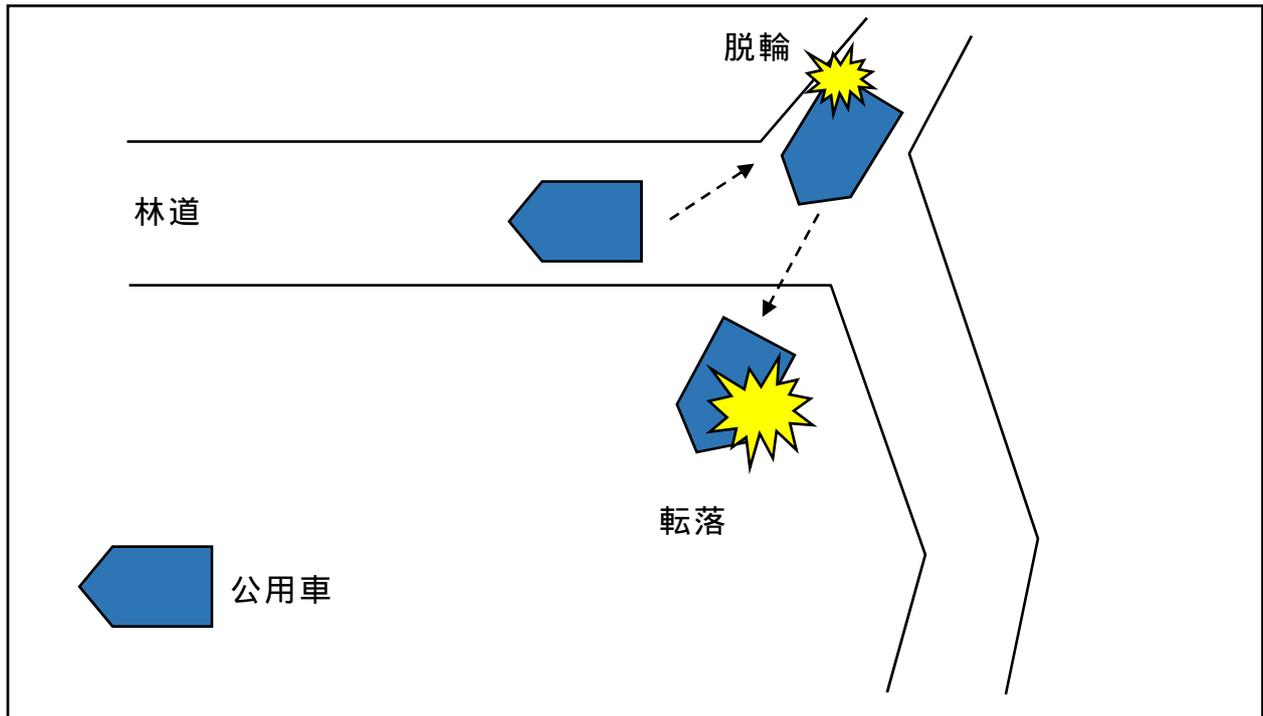
このため、当該職員は車両を降り、後方から車両を押して脱輪の解消を試みたところ、そのまま前方の谷に、車両を転落させる自損事故を起こし、当該車両を全損させたものである。

この事故により、賃貸借契約を中途解約することから、相手方に解約金を支払うもの。

3 示談の内容

- (1) 市は、損害賠償額として、中途解約金803,880円を相手方に支払う。
- (2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

#### 4 現場見取図



#### 提案理由

リース車両の損傷に係る損害賠償を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものである。